広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　窪田繁雄
電話 代表550番
印刷所　東洋出版印刷所
毎月一回発行

商店の全市一斉休日

毎月20日、月一回 10月から実施

全従業員を仕事から解放

当市でも十月二十日から月一回、商店などの「全市一斉休日」を実施いたしました。

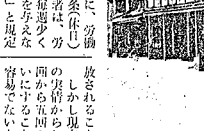

成績85パーセント　戸を閉した商店街如の一せい休日

ご承知のように、労働基準法第三五条（休日）第一項に対して、「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない」と規定されています。これが、いわゆる週休制であります。

このほか同条第二項に一項の規定は、四週間を通じ四日以上を与える使用者については適用しない。」と規定して、法は業種業態の実情に応じて運用できるよう、ある休日制度を認めています。

そこで週休制度として一せい休日制、交替週休制、四週四日制、四週一せい休日と交替制の四つがあるが、最も望ましいのは一せい休日制であるが、例えば毎月第一日曜日を公休日と定め、その日は閉店をして従業員を全部解放する方法が発足し、商店街の大部分の賛成を得ました。

しかし現在の商店街の実情からして、月に四回から五回の休日を一せいにとることは、営業上やむをえないと思われますので、近く将来において一せい週休制の実施を目指す。

工会議所と数回にわたり協議を進めました結果、次のように実施することになりましたので、消費者の皆様方と関係商店のご解決あるご協力を切に御願いします。

「全市一せい休日」

毎月二十日と定む。

二、金市一せい休日は十月二十日から実施

三、消費者の利便と商店の繁栄、業態により毎月二十日の休日実施が困難とするものは従来の定日により実施

四、金市一せい休日は、とりあえず月一回とするので、このほかに閉店休業する商店もあります。

五、商工団体等に加入されていない商店も、従業員を使用していない個人の私生活を論ずべきでないということは、無礼な言葉を使ったり、人を攻撃言葉を使ったりしてはならないことによって、議場が混乱することを避けたためです。

このようなことから、議場や委員会場で他の議員から侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができます。この要求があったときは、議長はこれを議題とし、その事実があった議員に次に述べる懲罰を科することになります。

⑧ 紀律（つづき）

会議中に議場の秩序を乱したり、会議を妨害する者があるときは、議員は議長の注意を喚起し議場の秩序を回復する処置を講じさせることができます。

また、議員は本会議や委員会で無礼な言葉を使ったり他人の私生活にわたる議論をしてはならぬとなっています。これは、本会議や委員会場は公的問題を討議する場所ですから議事に関係ない個人の私生活を論ずべきでないということは、無礼な言葉を使ったり、人を攻撃したりすることは、議場の秩序を乱すもとになっています。

⑨ 懲罰

懲罰権は、会議体としての議会の品位と紀律を保つために議会に認められたものです。議会が成立するためには、議会の構成員である議員の議会内における行為が限られています。その議員の行為とは地方自治法に規定されている会議規則で委員会条例に違反した場合を指します。

懲罰の種類は、次の四つに限られています。

一、戒告

二、公開の議場における陳謝

三、一定期間の出席停止

四、除名

右のうち一の戒告とは除名が最も重く、これは言うまでもなく議員の身分を失わせることです。これらの懲罰を科する動機については、議員の品位を傷つけたり、その他の議員に対して侮辱を与えたりしたときは、これを懲罰を科することはできません。

この場合は、あとで述べるような発議者の数は必要でなく、必ず議員一人の発言を求める議題とできることになっています。

⑩ 懲罰

懲罰は、会議体としての議会の品位と紀律を保つために議会に認められたものです。議会が成立するためには、議会の構成員である議員の行為が限られています。その議員の行為とは地方自治法に規定されている会議規則で委員会条例に違反した場合を指します。

懲罰の種類は、次の四つに限られています。

一、戒告

二、公開の議場における陳謝

三、一定期間の出席停止

四、除名

右のうち一の戒告とは除名が最も重く、これは言うまでもなく議員の身分を失わせることです。これらの懲罰を科する動機については、議員の品位を傷つけたり、その他の議員に対して侮辱を与えたりしたときは、これを懲罰を科することはできません。

また、これを懲罰する際には、本人を公開の議場に出席させて議会で定めた成告文を朗読するとともに、本人の陳謝、同じく議会場で本人の陳謝文を公開の議場で朗読させます。

三の出席停止とは、議場または委員会への出席を停止することです。なお、議決をするに当っては、一の戒告から三の出席停止までは普通の過半数議決で科することができますが、四の除名は議員の身分を失わせることになっています。

また、これを懲罰する際には、議長が特に必要であるときは、議員に対して出席を命ずることができます。この場合は、議員は出席しないことは出来ません。

懲罰委員会は、議会の委員会の一種で、議員のみ出席し、その委員会で除名と決定されました場合は他の議員の出席を求めることができます。

また、懲罰の動議は発生した会期中に提出し、その会期中に処理しなければなりません。

懲罰を科する動機の発生した場合は、議長が特にその議員に対して出席を命ずることができます。つまり、議員は議会の議決を経て懲罰を科することができます。この場合は、議員は出席しない場合は、議長は、議決をするに当っては、議決をするに当って、議員は、議決をするに当って、議員は、議決をするに当って、議員は